

審 査 基 準

基準の名称		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
毒物及び劇物取締法	第 4 条 第 1 項、第 3 項	営業の更新（販売業）
基 準 の 内 容		
1 構造設備については、次のとおりであること。 （1） 毒物又は劇物の販売業の店舗については、同法施行規則第 4 条の 4 第 1 項第 2 号から第 4 号に適合すること。 2 専任の毒物劇物取扱責任者を置くこと。 3 申請者が、同法第 5 条に該当しないこと。		